

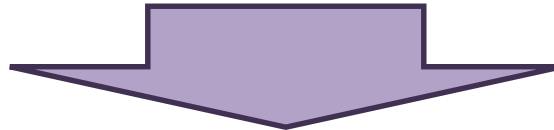
# 行政記録情報と いわゆる業務統計調査等 との関係の整理

総務省政策統括官(統計基準担当)

# 1 情報保有の状況と「調査」との関係

地方公共団体内で保有されている情報は、国が何等のアクションも無しに当該データを手に入る仕組みはない。

⇒ 国は既存の行政記録情報を保有していない。



何らかの「調査」を行い、情報を収集する必要あり

※ 業務統計調査化することによって、報告者負担の軽減等が図られるわけではない。

## 2 行政記録情報と、 いわゆる「業務統計調査」と「業務統計」

※ 「業務統計」や「業務統計調査」については、法令上の定義なし。

### 【情報収集手段】

行政記録情報

➤ 当該行政機関における  
業務上の記録  
【例：求人・求職情報等】

➤ 各種届出等の情報  
【例：納税申告等】

いわゆる「業務統計調査」

### 【活用方法】

(いわゆる「業務統計」)

業務の参考・基礎情報  
を得るために集計

活用

統計法上の統計作成に活用

### 3 統計法上の「統計調査」と いわゆる「業務統計調査」

#### 《統計調査》

- ①国の行政機関が実施する統計調査  
(基幹統計調査、一般統計調査)
- ②地方公共団体が実施する統計調査
- ③独立行政法人が実施する統計調査

- 行政機関等がその内部において行うもの
- 統計法及びこれに基づく命令以外の法律  
又は政令において、行政機関等に対し、報告を求めることが規定されているもの
- 政令で定める行政機関等が政令で定める  
事務に関して行うもの

統計調査の実施に当たり、総務大臣  
による承認等を得る必要あり。

第2条第5項ただし書による除外

いわゆる「業務統計調査」

### 3 統計法上の「統計調査」と いわゆる「業務統計調査」(続き)

	統計法上の統計調査	いわゆる「業務統計調査」
法的根拠	統計法第9条ほか	個別の法令 ← 統計法第2条第5項ただし書の規定により 統計法上の統計調査からは除外
承認手続	総務大臣の承認必要	総務大臣の承認必要なし
備考	強制力(罰則)を伴う報告義務あり (基幹統計調査のみ)	強制力伴う報告義務なし (個別の法令による)

⇒ それぞれの調査において、置かれた状況等を  
勘案して、適切と思われる手法を選択

# (参照条文)

## 統計法(平成19年法律第53号)(抄)

(定義)

### 第二条

1~4 (略)

5 この法律において「統計調査」とは、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 行政機関等がその内部において行うもの
- 二 この法律及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、行政機関等に対し、報告を求めることが規定されているもの
- 三 政令で定める行政機関等が政令で定める事務に関して行うもの

(基幹統計調査の承認)

第九条 行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 調査の名称及び目的
- 二 調査対象の範囲
- 三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- 四 報告を求める者
- 五 報告を求めるために用いる方法
- 六 報告を求める期間
- 七 集計事項
- 八 調査結果の公表の方法及び期日
- 九 使用する統計基準その他総務省令で定める事項

3 前項の申請書には、調査票その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 総務大臣は、第一項の承認の申請があったときは、統計委員会の意見を聴かななければならない。ただし、統計委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。